

○宇都宮市少年スポーツ指導員設置規則

昭和 48 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 9 号

(設置)

第 1 条 少年スポーツ活動の振興を図るため、教育委員会に少年スポーツ指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 指導員は、前条の目的を達成するため、少年スポーツ活動に関し、次に掲げる職務を行なう。

- (1) スポーツの実技指導に関すること。
- (2) スポーツ活動促進のための組織の育成に関すること。
- (3) スポーツ活動に対する指導助言に関すること。
- (4) 生涯学習センター、学校及び少年関係団体相互の連絡に関すること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、少年スポーツ活動の振興に関すること。

(平 14 教委規則 7・一部改正)

(定数)

第 3 条 指導員の定数は、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(昭 48 教委規則 12・一部改正)

(委嘱及び身分)

第 4 条 指導員は少年スポーツ活動の指導及び少年スポーツ団体の育成に関し、相当な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 指導員は、非常勤とする。

(任期)

第 5 条 指導員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

(昭 50 教委規則 4・一部改正)

(解嘱)

第 6 条 教育委員会は、指導員が特別の理由により、その職に堪えなくなつたとき又は指導員として適格性を欠くことになつたときは、これを解嘱することができる。

(報酬)

第 7 条 指導員には、年額報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、宇都宮市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年条例第 7 号)の規定に基づき、市長が定めるところによる。

(昭 50 教委規則 6・全改)

(服務)

第 8 条 指導員は、指導の予定表を作成してあらかじめ教育長に届け出なければならない。ただし、緊急に指導の必要が生じたときは、そのつど届け出るものとする。

2 指導員は、常にその職務遂行上必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 10 月 1 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 3 月 25 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月 13 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。